

○要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する事項

*すべての医薬品に対するご相談に対応しています。

要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品の定義、表示、情報提供について			
分類と表示	定義	陳列	情報提供
要指導医薬品 [要指導医薬品]	医療用医薬品から一般用に移行して間もない医薬品(スイッチ直後品目)であるため、一般用としてのリスクが確定していないものや劇薬である、他の一般用医薬品とは性質が異なるため、薬剤師による指導と情報提供を店舗において対面で行うこととされています。 正当な理由なく、使用者本人以外に販売する事はできません。また、原則として1度に1包装単位(1箱、1瓶など)までしか販売できません。	鍵をかけた場所又はお客様が直接触れられない場所に陳列となります。 ご希望の方は薬剤師にお申し付けください。また、薬剤師が不在の場合は、医薬品販売を閉鎖します。(閉鎖時には販売できません。)	薬剤師が、店舗等において対面で、必要な指導及び書面を用いて情報提供を行います。
第1類医薬品 [第1類医薬品]	一般用医薬品としての使用経験が少ないなど、安全性上特に注意を要するものとして、厚生労働大臣が指定した一般用医薬品です。 購入の際は、薬剤師による情報提供を行うこととされています。	販売時に情報提供を行う場所の近く(7m以内)に陳列	薬剤師が、必要な情報提供を書面と用いて行います。
指定第2類医薬品 [第②類医薬品] [第②類医薬品]	薬を正しく使用した場合でも、まれに健康被害が生じる可能性があるものとして、厚生労働大臣が指定した一般用医薬品です。 購入の際は、薬剤師や登録販売者が必要な情報提供を行います。	販売時に情報提供を行う場所の近く(7m以内)に陳列	薬剤師又は登録販売者が、必要な情報提供を行います。
第2類医薬品 [第2類医薬品]	第二類医薬品の内、特定の方(妊娠している方・高齢者・小児など。)が使用する場合に特に注意が必要な物や、習慣性・依存性があるものなどを、指定第二類医薬品としています。 外箱などの表示では、「指定第2医薬品」の「2」が丸や四角で囲まれています。	お役様が直接手に取ることができる場所にそれぞれ区分して陳列	薬剤師又は登録販売者が、必要な情報提供を行います。
第3類医薬品 [第3類医薬品]	第一類と第二類以外の一般用医薬品です。 購入の際に、薬剤師や登録販売者が必要な情報提供を行います。	販売時に情報提供を行う場所の近く(7m以内)に陳列	薬剤師又は登録販売者が、必要な情報提供を行います。
相談があった場合の対応	義務 (全ての医薬品に対するご相談に対応しています。)		
医薬品により健康被害救済制度について	<p>万一、医薬品による健康被害を受けた方は「医薬品副作用被害救済制度」が受けられます。 (一部救済が受けられない医薬品・副作用があります。) 救済認定基準や手続きについては、下記にお問い合わせください。 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 http://www.pmda.go.jp/index.html 救済制度相談窓口 0120-149-931 (フリーダイヤル) 9:00 ~ 17:30 (月~金 祝日・年末年始除く)</p>		
その他 (業界団体や都道府県などで設置されている相談窓口等)	<p>医薬品医療機器総合機構 <すり相談窓口 03-3506-9457 9:00 ~ 17:00 (月~金 ※祝日・年末年始を除く) 大阪府薬剤師会 おくすり相談窓口 06-6947-0709 13:00 ~ 15:00 (月~金 ※祝日・年末年始・休館日を除く)</p>		